

機関番号：12601

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2010

課題番号：21730442

研究課題名（和文） 「障害の社会モデル」の理論射程の拡張と実践への適用に関する研究

研究課題名（英文） Study on Theoretical and Practical Aspects of "Social Model of Disability"

研究代表者

星加 良司 (Hoshika Ryoji)

東京大学・大学院教育学研究科・講師

研究者番号：40418645

研究成果の概要（和文）：本研究は、「障害の社会モデル」と呼ばれる認識枠組みに関して、その説明力および実践的妥当性を高めることを目的として実施した。その結果、(1)「発達障害」に対する配慮提供を社会的に進めていくためには、従来の障害関連施策の想定を越える能力観の転換が必要であること、(2)成熟期にある社会において「社会モデル」に基づく障害関連施策を進めていくためには、「互恵性基準」等の社会規範の再編・相対化が必要となることが示された。

研究成果の概要（英文）：The aim of this research is to promote explanatory and practical validity of "social model of disability." The result of the research indicate that, (1) the radical change of concept of ability beyond contemporary disability policies is needed, in order to promote social accommodations to people with "developmental disorder," (2) the development of disability policy based on "social model" in mature society requires the relativation and reorganization of social norms such as "the principle of reciprocity."

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野：障害の社会学

科研費の分科・細目：社会福祉学

キーワード：社会モデル、ディスアビリティ、インペアメント、身体、規範

1. 研究開始当初の背景

「障害の社会モデル (social model of disability)」は、社会福祉学をはじめ、障害問題を社会的文脈の中に位置づけて論じようとする研究領域において、広く受け入れられるようになってきた。それは、障害者の経験する活動上の困難 (ディスアビリティ) は社会的に生成・構築されたものであるとする

考え方の枠組みであり、「障害者を無力化しているのは社会であって、身体ではない」という障害者運動のスローガンはそれを端的に示すものである。「社会モデル」の有するこうした単純化されたメッセージは、実践的な強みともなっていた。すなわち、問題なのは心身機能にまつわる劣位性 (インペアメント) とは区別されるディスアビリティなのだ

と考えることによって、障害者運動は環境や諸制度の改変という目標に集約された「障壁除去アプローチ」を選択することができ、また障害当事者は自らの身体に付着した否定的な意味づけを払拭することにある程度成功しえたのである。

ところが近年になって、様々な角度から「社会モデル」に対する批判がなされるようになった。日本では一部の例外を除いてこうした論争についての関心が希薄であったが、少子高齢化社会の到来を踏まえて社会福祉がある種の転換期を迎えている中で、障害者福祉の展望を示すための理論的基盤の妥当性について十分な検討を行っておくことは、きわめて重要である。それは、認識論上のパラダイムとしての障害の社会モデルと、現実の政治的・社会的課題への処方箋とのギャップを埋める作業である。このような観点から、応募者は「社会モデル」の意義と限界についての理論的探求を続けてきており、①「社会モデル」の理論構成に内在する問題として、障害現象に対する説明力に限界を抱えていること、②「社会モデル」の実践的性格に関連して、障害者の生活の向上をサポートするレトリックとしての効果が失われつつあること、という課題に対するさらなる探求が必要であった。

2. 研究の目的

障害に関わる社会的な環境は、ここ 20・30 年の間に劇的に変化した。その中で、ディスアビリティ・スタディーズの領域で促進された「個人モデル」から「社会モデル」へ、という障害認識のパラダイム転換の果たした歴史的役割は大きい。ところが近年、その「社会モデル」の意義や有効性に疑義が示されるようになった。それらの批判や懸念は、「社会モデル」は日常的で「普通」の障害者の経験を反映していないのではないかと、それが表現しているのは一部の障害種別の経験に過ぎないのではないかと、さらには「社会モデル」はもはや障害者の生活の改善という実践的課題に応える枠組みとして有効ではないのではないかと、といった形で提起されている。こうした問いかけに対して、「社会モデル」に立脚した障害理論研究は何らかの回答を求められる。

このことを踏まえて、本研究は「社会モデル」の理論的・実践的洗練に貢献することを目的とする。理論的課題としては、「社会モデル」は近年改めて社会的関心を集めている知的障害・発達障害等の問題、およびフェミニスト障害学から提起された女性障害者の経験をいかにして包摂しうるのかについて探求することを通じて、障害理論の展開を図る。また実践的課題としては、「社会モデル」

は今後の障害者運動の展開や、障害者の生活の向上という課題に対して、どのような形で貢献しうるのかという観点から、政策的なインプリケーションを探る。とりわけ、両者の課題が接するテーマとして、近代的な機会平等理念を基調とする社会システムに障害者を包摂しようとする試みの中で、「合理的配慮アプローチ」が有する意義と射程を明らかにし、新たな政策的アプローチの可能性を提示しようと試みる。

3. 研究の方法

ディスアビリティ・スタディーズにおける知的・発達障害の理論化の布置、及び、フェミニスト障害学からの「社会モデル」批判の内容に関して、主に英語文献のレビューを通じて整理し、研究の基礎的な枠組みを構築した。その上で、シティズンシップ論、社会的排除論、規範的政治理論等の関連領域の知見をフォローしながら、文献研究を進めた。

また、国際人権法学、ジェンダー・スタディーズ、実験経済学等諸分野の関連研究者と適宜ディスカッションを行うことを通じて、課題を明確化するとともに、公開シンポジウムを通じて得られた知見のブラッシュアップを行った。さらに、研究代表者が関わって進めている研究ユニットや、既に別のプロジェクトで財源を確保している研究プログラム等、既存の研究リソースから得られる成果やネットワークを活用して研究を推進した。

4. 研究成果

2009 年度の研究目的は、①ディスアビリティ・スタディーズの先行研究において知的障害・発達障害の困難経験がどのように概念化されてきたのか、またそれは社会モデルの認識枠組みとの関係でどのように位置付けられてきたのかについて、整理・分析すること、②フェミニスト障害学が提起してきたインペアメント（身体的経験）の無視や私的・個人的な領域における困難経験の軽視は社会モデルの理論的・認識論的前提とどのような内的関連性を持っているのかについて歴史的・文化的文脈を踏まえて検討すること、を主な焦点として文献調査を行った。

①については、先行研究においては必ずしも十分に展開されていないのだが、知的・発達障害の不利益経験について理論化するに当たってはポスト産業社会に特徴的な流動性の高い労働市場や、それを支えるポスト近代的な能力観との関連においてディスアビリティ現象を把握する必要があり、その点で従来の社会モデルに基づくディスアビリティ理論のアップデートが求められることが明らかになった。

また②については、私的・個人的な経験を無視・抑圧する契機が社会モデルに内在しているとは必ずしもいえないものの、社会モデルが権利主張と一体となった運動論的・政治的実践性という基準によって評価される文脈に置かれることによって、そうした経験を軽視ないし脱価値化するものとして機能してしまっていることが示された。この成果は川越他（2011）として発表を予定している。

2010年度は、初年度で得られた知見を踏まえ、③障害の社会モデルの持つ理論的可能性を批判的に検討するため、機会平等理念を基調とする社会システムへの障害者の包摂が惹起する課題とその克服の方途について分析し、④その中で質的に異なる課題領域として浮上した「発達障害」に関わる問題に関して、現代社会において要請される能力観の変容を踏まえて理論的な課題を整理し、⑤それらを踏まえて、「割当雇用」や「合理的配慮」といった具体的な政策オプションを取り上げ、それらを十分に機能させるための社会的条件について検討することを目的として研究を進めた。

③・④については以下の知見が得られた。まず、合理的配慮アプローチは、潜在力への着目によって障害者にとっての機会平等を実質化する道を拓く一方で、形成期における能力の潜在化に対して無力であり、そもそも評価対象となる能力の内容についての社会的バイアスを温存させてしまう、という難点を併せ持つことが確認された。その上で、一見潜在力の十全な評価をめざすように思われる現代の新しい能力観が、発達障害をはじめとして新たな「障害」を浮上させていることを示すとともに、それがむしろ社会的バイアスを強化するように働いてしまう危険性を指摘し、合理的配慮アプローチの根源的な修正を迫る論点を析出した。これらの成果は2件の口頭発表で提示した。

また、⑤の成果については、Matsui et al（2011）において、特に割当雇用制度に関して社会モデルの政策科学的な展開に不可欠な規範的条件を検討し、条件平準化原理（level-the-playing-field principle）に基づく機会平等理念の中でも、とりわけ厳格な責任 - 平等主義の議論を導入することによって、割当制に対する正当化根拠が得られることを示した。さらに、川島他編（2011）において、より広範な市民的包摂を進めるための社会的条件として、メインストリームの社会に流通する「互惠性基準（principle of reciprocity）」の組み換えや相対化という、ある意味でラディカルな社会規範の再編が求められることを示した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

①星加良司、障害学とははじめ——「分類・分離」から「統合・包摂」の段階へ、『人権と教育』（査読無）、51巻、2009年、70-75

〔学会発表〕（計3件）

①星加良司、「障害アイデンティティを越えるとは？——社会学的視点から」、国際シンポジウム「人と人との間のバリアフリー」、2011年2月19日、東京大学福武ホール

②星加良司、「共生社会とは何か——障害学からの問いかけ」、第47回社会福祉セミナー基調講演、2010年7月29日、有楽町朝日ホール

③Hoshika Ryoji, "Equality of Opportunity and Japanese Type of Quota System in Employment", Todai Forum 2009 in UK, "Disability and Economy: Creating a Society for All", 2009/4/30, Manchester Metropolitan University.

〔図書〕（計3件）

①川島聡他編、東洋経済新報社、『障害を問い直す』、2011年近刊

②Matsui, Akihiko et al., Disability Press, Creating a Society for All: Disability and Economy, forthcoming.

③川越敏司他編、生活書院、『障害学のリハビリテーション』、2011年近刊

6. 研究組織

(1) 研究代表者

星加 良司 (Hoshika Ryoji)

東京大学・大学院教育学研究科・講師

研究者番号：40418645